

プラスチック代替製品等の普及促進に係る取組を応援！！

令和2年度愛媛県プラスチック代替製品等普及促進事業費補助金【募集】

県民が身近に紙製品等のプラスチック代替製品やバイオプラスチック等（以下、「プラスチック代替製品等」という。）を使用できる環境づくりを促進するため、プラスチック代替製品等の販路や利用拡大のための事業実施に要する経費に対し、予算の範囲内で助成を行います。



愛媛県イメージアップ
キャラクター「みきゃん」

○対象事業者

愛媛県内に本店、支店、営業所、事務所、店舗その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、プラスチック代替製品等の普及促進に取り組もうとする事業者

○対象事業

(1)プラスチック代替製品等の販路拡大に関する事業	(2)プラスチック代替製品等の利用拡大に関する事業
プラスチック代替製品等の製造、販売を行う事業者による、当該製品の販路拡大を図るために実施する以下の取組 ①県外展示会等への出展 ②市場調査等の実施 ③販売促進ツールの作成等 (チラシやカタログの作成、商品パッケージのデザインやホームページの作成等)	飲食店、ホテル、店舗及び社員食堂等において、消費者等への利用拡大を図るために、プラスチック製品から、プラスチック代替製品等への切り替えを行う取組 【製品の例】紙製・バイオプラスチック製の以下の製品 ストロー、マドラー、ホテル用アメニティー製品、テイクアウト用カトラリー(ナイフ、フォーク、スプーン等)、レジ袋、クリーニング店用ハンガー など

上記のいずれかに該当する事業で、令和3年3月15日までに完了するものです。
ただし、国、県又は市町からの助成、その他の公的助成を受ける事業は、対象になりません。

○補助率及び補助限度額

【補助率】補助対象経費の2分の1以内

【補助限度額】(1)プラスチック代替製品等の販路拡大に関する事業 50万円以内

(2)プラスチック代替製品等の利用拡大に関する事業 15万円以内

○応募方法

所定の応募申込書に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、**令和2年4月13日(月) 8:30から5月15日(金) 17:15まで(必着)**に、県庁循環型社会推進課計画推進グループに持参するか、郵送、メール、FAXで提出してください。

○選考方法

応募事業の選考は、書類審査により行います。

詳しくは、募集要領をご覧ください。

(募集要領は、県ホームページ※にも掲載しています。)

※https://www.pref.ehime.jp/h15700/plastic/hojozigyou/r02_hozyozigyou.html